

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年6月11日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 261

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

676, 629

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,127
姫路市	139,896
尼崎市	129,240
明石市	83,654
西宮市	132,403
洲本市	12,565
芦屋市	26,626
伊丹市	55,809
相生市	8,351
豊岡市	22,896
加古川市	73,627
たつの市	21,428
赤穂市	13,483
西脇市	11,419
宝塚市	64,664
三木市	21,853
高砂市	25,257
川西市	44,266
小野市	13,255
三田市	31,358
加西市	12,425
篠山市	11,700
養父市	6,752
丹波市	17,997
南あわじ市	13,381
朝来市	8,603
淡路市	12,573
宍粟市	10,742
加東市	10,850
猪名川町	8,583
多可町	5,925
稲美町	8,632
播磨町	9,457
神河町	3,288

市川町	3,507
福崎町	5,194
太子町	9,264
上郡町	4,329
佐用町	4,932
香美町	5,101
新温泉町	4,173